

改正建築基準法の施行（令和 7 年 4 月）に伴う
構造関係規定等に係る広島県内での取扱

令和 7 年 3 月

広島県

（第 1 版 令和 7 年 3 月公表）

注意事項

本取扱は、改正建築基準法の施行（令和 7 年 4 月）に向け、主に構造関係規定について、広島県内での取扱いを取りまとめたものです。

本取扱中では、以下のように正式名称を略称しています。

略称	正式名称
法	建築基準法
令	建築基準法施行令
施行規則・規則	建築基準法施行規則

なお、本取扱中に記載の条項は特記なき限り令和 7 年 4 月 1 日時点の法、令、規則及び関連告示によります。

目次

取扱	構-1	基礎の立上り及び底盤の補強筋の緊結について		p1
取扱	構-2	地盤調査報告書の確認申請書への添付について		p3

取扱 構－１	基礎の立上り及び底盤の補強筋の緊結について
-----------	-----------------------

【内容】

令第 38 条第 3 項及び平成 12 年建設省告示第 1347 号の適用に当たり、基礎の立上り及び底盤の補強筋について、緊結が必要か。

【取扱】

令第 38 条第 3 項及び平成 12 年建設省告示第 1347 号の適用に当たり、基礎の立上り及び底盤の補強筋について、構造計算により安全性が確認された場合を除き、緊結を求めます。

なお、緊結の具体的方法については、基礎が一体的なコンクリートとして荷重を支えられるようにするために、主筋と補強筋が相互に応力を伝達できるような状態となる、フックや住宅用ユニット鉄筋などが考えられます。

【参考】

- 改正建築基準法 2 階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認・審査マニュアル（2024 年 11 月第 3 版）p118、119

- 改正建築物省エネ法・建築基準法等に関する解説資料と Q&A（国土交通省 HP）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_document.html

質疑応答集（令和 7 年 3 月 21 日時点）p51（No.16～18）

【関係法令等】

令第 38 条第 3 項

平成 12 年建設省告示第 1347 号

【履歴】

令和 7 年 3 月決定

取扱 構－２	地盤調査報告書の確認申請書への添付について
-----------	-----------------------

【内容】

改正後の法第 6 条第 1 項第 2 号のうち、構造計算を行わない高さ 16m 以下、2 階建て以下かつ延べ床面積 300 m² 以下の木造建築物（以下「特定木造建築物※¹」という。）の確認申請図書に地盤調査報告書を添付する必要があるか。

※1 改正後の規則第 1 条の 3 第 1 項第一号イ（２）に規定する特定木造建築物を指す

【取扱】

特定木造建築物については、明示すべき事項が適切に記載された基礎・地盤説明書（仕様表で代える場合は仕様表、以下同様）※²の提出があれば、原則として地盤調査報告書（スクリーウエイト貫入試験等の調査結果報告書）の添付を求めません。

ただし、令第 38 条第 3 項の規定に基づき、支持地盤の長期許容応力度に応じた基礎の構造方法が適切に選択されていることを確認するため、必要に応じて地盤調査の結果(支持地盤の種別及び地耐力の設定根拠となる調査の結果)の添付を求める場合があります。

なお、実際の支持地盤が、基礎・地盤説明書で想定した支持地盤の種別や位置と異なる場合には、基礎の構造方法を変更する必要性の検討を行った上で、計画変更や軽微な変更の手続きを行う必要があります。

※2 明示すべき事項については、改正後の規則第 1 条の 3 第 1 項表 2 を参照

【参考】

- 改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認・審査マニュアル（2024年11月第3版）p115～117

【関係法令等】

規則第1条の3 第1項、同項表2

【履歴】

令和7年3月決定